

第4次 大田原市地域福祉計画 ・地域福祉活動計画

【令和6年度～令和10年度】

おたがいを おもいやり たのしく
わらってくらせるまち 大田原



令和6年3月

大田原市・社会福祉法人大田原市社会福祉協議会

第4次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定にあたって

近年、少子高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化に伴い地域とのつながりが変化する中で、85問題、ヤングケアラー、引きこもりといった様々な課題が顕在化しております。地域福祉における課題は年々複雑化、多様化しており、一つの世帯で複数の「困りごと」を抱えるなど、従来の福祉制度では様々なニーズへの対応が困難になっております。

このような中、市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくよう、多様な主体が力を合わせ、世代や分野を超えてつながるような地域共生社会の実現を目指し「第4次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたりましては、推進委員会による第3次計画の取り組み状況の評価、検討を行いました。また、住民懇談会を開催し、地域の課題とその解決方法について多くのご意見をいただいたことで、地域福祉推進の主体である地域住民の声を本計画に反映させることができました。さらに、「成年後見制度利用促進基本計画」や「再犯防止推進計画」を包括するなど、福祉施策全般の方向性を示す計画となっております。

「おおたわら国造りプラン」の基本政策にある「いたわり、支えあい、全ての市民が健康で安心して暮らせる心のかよったまちづくり」のため、市民の皆様や関係団体などと協働で地域福祉を推進し、



「おたがいを　おもいやり　たのしく　わらってくらせるまち　大田原」

を基本理念に、官民一体となり「大田原に住んでいて良かった」と実感していただけるようなまちづくりに努めてまいりますので、市民の皆様や関係各位におかれましては一層のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、住民懇談会、推進委員会等にて数多くのご意見をいただきました市民の皆様、また熱心にご審議いただきました策定委員会の皆様をはじめ関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和6年3月

大田原市長・社会福祉法人大田原市社会福祉協議会長 相馬憲一

目 次

■ 第1章 計画の策定にあたって	1
1 はじめに.....	1
2 計画策定の背景と趣旨.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 関連計画との関係について.....	5
5 計画の期間.....	6
6 圏域等の考え方.....	7
7 計画の策定体制.....	8
■ 第2章 大田原市を取り巻く状況	9
1 統計データからみる大田原市の現状.....	9
2 アンケート調査からみる地域福祉の現状.....	18
3 住民懇談会の実施.....	28
4 地域活動などの現状.....	31
5 関係団体等の現状.....	32
6 第3次計画の評価について.....	36
7 第4次計画に向けたポイント.....	38
■ 第3章 計画の基本構想	39
1 基本理念.....	39
2 基本目標.....	4
3 施策の体系.....	41
■ 第4章 地域福祉計画・地域福祉活動計画	42
基本目標1 互いの違いを認め合い地域の力による福祉活動の展開	45
基本施策1 地域に関心をもつきっかけづくり	45
基本施策2 交流の場づくりの推進.....	5
基本目標2 地域福祉活動に対する支援施策の充実	56
基本施策1 地域福祉活動の担い手の育成.....	56
基本施策2 活動団体への支援.....	61

基本目標3 福祉サービスの充実と適切な利用の促進	66
基本施策1 多様な課題に対応する支援体制の構築	66
基本施策2 福祉サービスの利用支援	75
基本施策3 多様な主体によるサービスの提供	78
基本目標4 誰もが安全で安心して暮らせる地域づくり	83
基本施策1 誰もが暮らしやすい地域の環境づくり	83
基本施策2 権利擁護の体制強化	89
基本施策3 地域における見守り・声かけによる防災・防犯対策の強化	92
■ 第5章 成年後見制度利用促進基本計画	98
1 計画策定の背景	98
2 施策の展開	99
■ 第6章 再犯防止推進計画	12
1 計画策定の背景と趣旨	12
2 施策の展開	13
■ 第7章 計画の推進に向けて	19
1 計画の推進体制	19
2 計画の普及啓発と実践	11
3 計画の進捗管理・評価	11
■ 資料編	111
1 大田原市地域福祉計画推進委員会運営要綱	111
2 第4次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会名簿	113
3 大田原市地域福祉計画策定委員会運営要綱	114
4 第4次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿	117
5 大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経過	118
6 用語解説	12

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての人が尊厳をもって自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安全・安心に暮らし続けることができるよう、地域で暮らす人々が主体となり、行政、関係機関などと連携・協働し、地域における生活課題などの解決や改善に向けて取り組むものです。

(2) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域共生社会の実現に向けては、（1）に掲げた地域福祉推進の理念を大切にし、国による法改正の動向などにも注視しながら、引き続き、地域福祉を推進していくことの重要性・必要性を周知して取組を進める必要があります。

(3) 自助・互助・共助・公助の考え方

地域福祉を進めるときに重要なのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

地域での様々な課題や困難に対して、まずは個人や家族が解決することを「自助」、それだけでは解決できない場合に、隣近所の助け合いや支え合いで解決することを「互助」、介護保険などの制度化された支え合いの仕組みで対応することを「共助」、行政等が公的支援で解決することを「公助」といいます。

従来の社会保障の制度では、「自助」やそれを支える「互助」を基本とし、対応できない大きな課題について「共助」「公助」が補完し、地域の課題解決が図られてきました。

しかし、昨今、個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化するなかでは、それぞれの役割分担を固定するのではなく、相互に連携し、バランスを取りながら「支援のすき間」を埋められるような役割を果たすことが求められます。こうした互いのかかわり合いによって、地域の重層的なセーフティネットが構築されます。

2 計画策定の背景と趣旨

昨今、人口減少や少子高齢化、多様な価値観や生活様式、働き方の変化等により地域社会は大きく変貌しています。地域福祉においても、地域福祉活動の担い手不足や高齢化が進み、地域での支え合いの機能は低下しています。加えて、世帯人員の減少により、子育てや介護等に悩みや負担を抱えながらも、周りに頼ることができない状況も見受けられます。さらに、生活困窮やひきこもりなど、既存の制度の枠組みにはあてはまらない課題や、障害のある子を高齢の親が自宅で支えている家庭や高齢の親とひきこもり無職の子どもの家庭の「8・5問題」、介護と子育てを同時に行う「ダブルケア」、子どもが家事や家族の世話などを日常的に行っていける「ヤングケアラー」など、複合的なリスクを抱える世帯も増加しています。

国ではこれまで、高齢者、障害のある人、子どもなど、対象に応じた福祉制度を整備し、支援を求める人への取り組みを充実させてきました。しかしこれからは、前述のような社会や地域の状況を踏まえ、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」を実現していくことが求められます。そのためには、市民一人ひとりが地域や福祉を「我が事」として捉え主体的にかかわることや、行政をはじめ、専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが重要です。

本市では、平成31年3月に「第3次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第3次計画」という。）を策定し、様々な地域福祉に関する施策を推進してきました。また、各地域では地区社会福祉協議会を中心に「小地域福祉活動計画」を策定し、目指す地域像を実現するため、地域の状況に応じて施策を推進しています。一方で、多様で複雑な地域生活課題は、本市においても喫緊の課題となっていることから、対応が求められているところあります。

こうした状況を踏まえ、市民をはじめ、地域で活動する様々な関係団体、社会福祉協議会、行政が相互に連携し、「おたがいを おもいやり たのしく わらってくらせるまち 大田原」を目指し「第4次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、地域の課題解決に向けて、行政や各種団体、住民等が活動する時の方針性や基本的な考え方を示したもので、行政が策定する地域福祉推進のための基本計画であり、地域の力によって課題を解決していく視点を重視し作成する社会福祉法第17条に基づく計画です。

【社会福祉法】

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 地域福祉活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、地域の課題解決を目指して、住民や福祉事業者、民間団体等が相互に協力して行う具体的な活動内容を示したもので、住民の主体的、自律的な参画のもとに、社会福祉協議会が中心となって策定する市民の活動・行動計画です。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体化

本計画は、第3次計画（R1～R5）と同様に地域福祉の方向性を定める「地域福祉計画」と、その具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、より体系的かつ効果的に計画が実行されることを目指しています。

(4) 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を含む形で策定しています。

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(5) 再犯防止推進計画の位置づけ

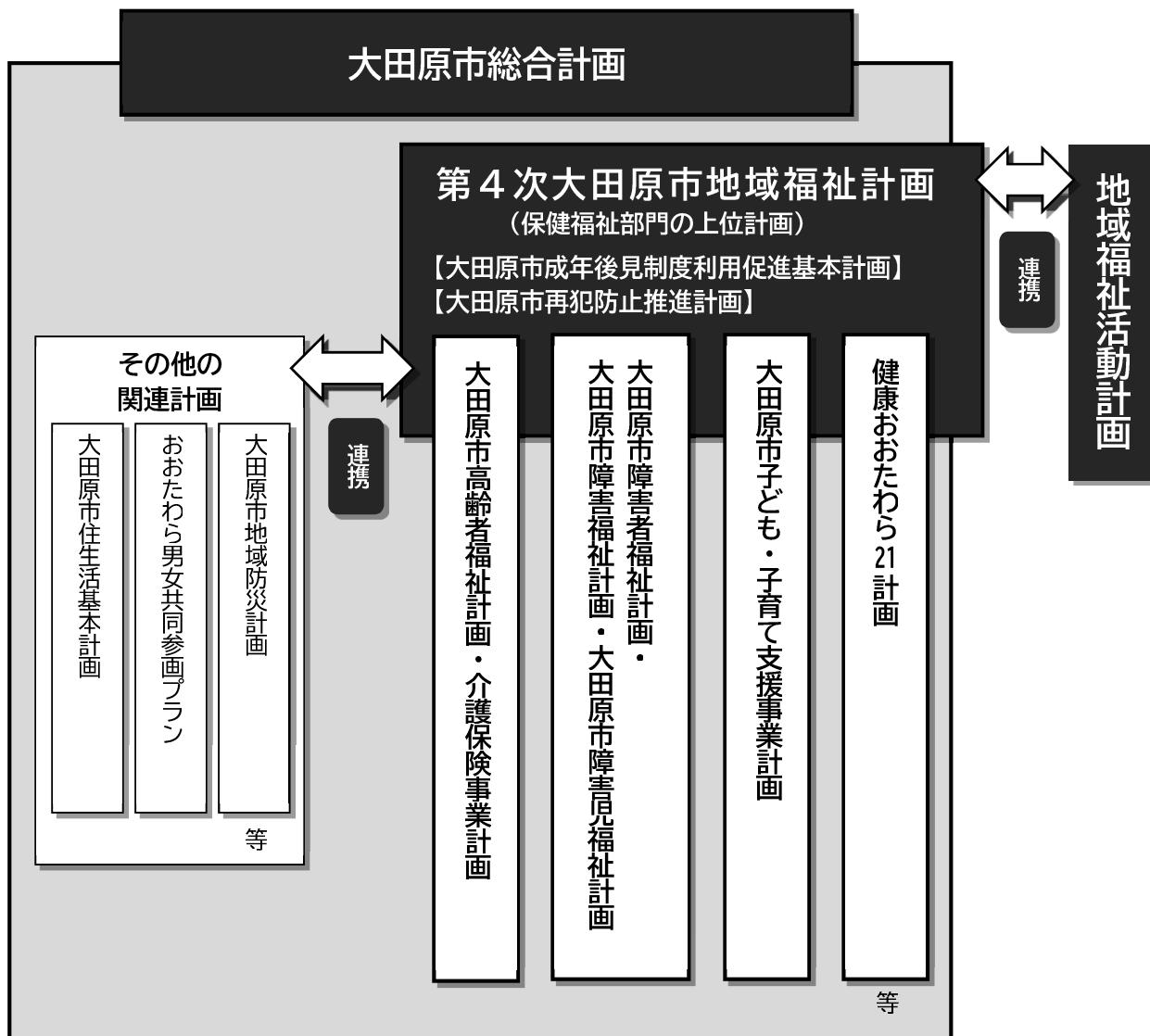
本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」の内容を含む形で策定しています。

【再犯の防止等の推進に関する法律】

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

4 関連計画との関係について

地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、平成30年4月の社会福祉法の改正にて、保健福祉部門の上位計画として位置づけられました。そのため、本市の最上位計画である「大田原市総合計画」を基盤としながら、福祉関連等の各個別計画及び指針において共通する課題を横断的につなげるとともに、相互に連携を図りながら地域福祉を推進します。



5 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

ただし、本計画の策定後に制度や事業が変わり、計画の修正が必要になった場合、また、国の動向や社会情勢などにより大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

主な関連計画	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
大田原市総合計画										
大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画										
大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画										
大田原市障害者福祉計画										
大田原市障害福祉計画・大田原市障害児福祉計画										
大田原市子ども・子育て支援事業計画										
健康おおたわら21計画										

6 圏域等の考え方

福祉活動は、身近な地域で行われるものから、大田原市全域を対象として行われるものまで、それぞれの活動に見合う適切な範囲で行われています。大田原市地域福祉計画では、市域を以下のように段階的に捉え、段階に応じて地域福祉活動の主体や活動の内容を整理し、より効果的な福祉活動の推進に努めます。

大田原市全域

ボランティア活動、行政による保健福祉サービス、第1層協議体、
市社会福祉協議会、共同募金会支会 等

中学校区

地区社会福祉協議会活動、第2層協議体、見守り組織、地域包括支援センター 等

小学校区

下校時のパトロール活動 等

行政区（自治会）

自治会行事、育成会活動、いきいきクラブ活動、
民生委員児童委員活動、自治会ささえあい活動、
見守り地区隊（会）活動、災害時の支援活動 等

隣近所

日常的なあいさつ、見守り活動

7 計画の策定体制

本計画は、官民協働による計画策定が重要であるため、本市と地域福祉の推進役である大田原市社会福祉協議会が連携して策定作業を進めました。

(1) 大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

学識経験者、地域福祉活動実践者、福祉関係事業者、高齢者・障害者などの関係団体やボランティア団体などで構成された推進委員会を設置し、第3次計画の進捗状況の把握や評価をし、第4次計画に向けた提言書をとりまとめ、計画内容の検討を行いました。

(2) 大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

学識経験者、地域福祉活動実践者、福祉関係事業者、高齢者・障害者などの関係団体やボランティア団体などで構成された策定委員会を設置し、推進委員会からの提言書を受けて、計画内容の検討を行いました。

(3) 地域福祉に関するアンケート調査

市民の地域福祉に対する考え方などを把握し、今後の地域福祉の推進及び充実を図ることを目的に、令和4年7月にアンケート調査を実施しました。

(4) 住民懇談会

住民懇談会は、自治会や地区社会福祉協議会をはじめ地域で活動されている様々な団体の関係者や住民の方が参加し、地域の課題や解決策に関する意見交換を行いました。

(5) パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、令和6年1月1日から令和6年1月31日までの期間でパブリックコメントを実施しました。